

愛媛県東温市における中小企業振興基本条例の 制定に向けた産官学民の取り組み

和田 寿博 鎌田 哲雄

(愛媛大学)

(愛媛同友会)

要 旨

本稿の課題は愛媛県東温市における中小企業振興基本条例の制定に向けた産官学民の取り組みについて把握し、検討することにある。

愛媛県東温市^{とうおんし}は、2004（平成16）年9月21日に温泉郡重信町と川内町が合併して誕生した。愛媛県庁の所在地、中核都市・松山市の東方に位置する東温市はベッドタウンとして人口が増加し、2012年9月1日の人口は3万4,907人である。今、この自治体で愛媛県市町として初めての試みとなる中小企業振興基本条例を目指す取り組みが産官学民によって進められている。中小企業振興基本条例の制定をめざす産官学民の連携とは、産業界として東温市商工会、愛媛県中小企業家同友会東温支部（愛媛県同友会東温支部）ならびに愛媛県中小企業家同友会（愛媛県同友会）、官庁として東温市（市長ならびに担当部門としての産業創出課）、学界として愛媛大学（教授ならびに担当部門としての地域創成研究センター）、民間人としての地域住民の連携を指す。重要な役割を持つのが愛媛県同友会東温支部ならびに愛媛県同友会である。愛媛県同友会東温支部は支部理念に「地域に愛される企業を創ることを目指す」という目的を盛り込み、中小企業振興基本条例づくりを支部活動の柱としている。

本稿では、1. で東温市中小企業振興基本条例検討委員会の設置から現在までの経緯について、2. で『東温市事業所実態調査』の実施状況について、3. で東温市における中小企業振興条例づくりを推進する産官学民の連携について検討する。中小企業振興基本条例の制定については植田浩史・慶応大学教授の知見を参照した。

本稿は2012年8月7日、立教大学で開催された立教大学経済研究所、中小企業家同友会全国協議会、東京中小企業家同友会主催の公開シンポジウム「リーマンショック、大震災後の中小企業景況の行方」（コーディネーター：植田浩史慶應義塾大学経済学部教授）、第2部「調査活動で地域の未来を切り拓く」での基調報告1＝和田寿博・鎌田哲雄「東温市中小企業振興基本条例と全企業訪問調査の意義」をもとに加筆したものである。執筆は3. を鎌田が行い、その他は和田が行った。本稿執筆に当たっては愛媛県中小企業家同友会事務局長の鎌田哲雄氏の助言と資料提供を得た。記して感謝の意に代えたい。本稿は学術研究としての性格を持ち、直接的な中小企業家同友会の運動の報告については別稿の課題としたい。

キーワード

中小企業振興基本条例 東温市 東温市商工会 愛媛県中小企業家同友会東温支部
愛媛大学

<目次>

はじめに

1. 東温市における中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組み
2. 『東温市事業所実態調査』の概要
 - (1)調査の目的と意義
 - (2)『東温市事業所実態調査』の実施状況
 - (3)『東温市事業所実態調査』の総括
3. 東温市における中小企業振興基本条例の制定に向けた中小企業家同友会の役割
 - (1)中小企業家同友会東温支部の発足と中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組み
 - (2)中小企業振興基本条例の制定に向けた産官学民の連携と中小企業家同友会の役割

結びにかえて

はじめに

本稿の課題は愛媛県東温市における中小企業振興基本条例の制定に向けた産官学民の取り組みについて把握し、検討することにある¹⁾。

愛媛県東温市は、2004（平成16）年9月21日に温泉郡重信町・川内町が合併して誕生した。愛媛県庁の所在地、中核都市・松山市の東方に位置する東温市はベッドタウンとして人口が増加し、2012年9月1日の人口は34,907人である。水稲、麦、野菜、花卉、かんきつ類などの農業が広がり、精密機械の開発・生産を手掛ける高品質の製造業や劇場を含む複合商業施設が展開している。幹線道路の整備によって流通業や配送センターが進出し、愛媛大学医学部・同附属病院、国立の医療機関が立地することから保健・医療・福祉の施設も多い。ただし旧農村部では所得が低く、地域内の経済格差が大きい。近年、大手電機企業の工場の撤退や戦前からの地場企業の倒産があり、中小零細企業の振興が期待されている。こうしたプロフィールを持つ東温市を舞台に、愛媛県市町として初めての試みとなる中小企業振興基本条例（以下、基本条例）の制定が進められている。

中小企業憲章の閣議決定（2010年6月18日）や自治体での基本条例の制定は、地域と日本経済における中小企業の役割に注目し、その振興を通じて地域の経済と社会の活性化を目指す方

向性、決意を示すものである。1979年、東京都墨田区は実質的な意味での日本で最初の基本条例を制定し、中小企業振興を推し進めたが、その先駆性にもかかわらず全国的には基本条例の制定は進まなかった。1990年代からの長引く不況や企業の海外進出、中小企業の淘汰、地域活性化が問題になる中、1999年、中小企業基本法が改正され、「地方公共団体の責務」が新たに文章化され、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を制定し、及び実施する責務を有する」ことが明示された。その後、地方自治体では墨田区の事例に習い、地域の実情にあった独自の中小企業振興が広がりを見せている。基本条例の多くは理念条例として自治体の考え方を示しているが、大切なのはこの条例を行政の柱として具体的な施策とし、また産官学民の連携によって地域において推し進めることである。その到達点といえるのが、2002年に制定された大阪府八尾市の基本条例であり、「中小企業振興基本条例・実態調査・産業振興会議」を“定石”とする取り組みである。

2002年、埼玉県が都道府県として初めて基本条例を制定して以降、都道府県での取り組みが広がり、2012年9月、愛媛県でも「ふるさと愛媛の中小企業振興条例」が制定され、愛媛県市町として初めての試みとなる東温市での基本条例「東温市中小零細企業振興基本条例（案）」は2013年3月議会での制定を目指した大詰めを迎えている²⁾。基本条例の制定をきっかけに、日本経済の根幹としての中小企業と地域経済の底上げが期待される。重要なのは、東温市での基本条例の制定に向けた取り組みは、北海道釧路市や大阪府八尾市などの基本条例の制定の取り組みなどを教訓に、単なる理念条例にとどまらず、政策条例として実際の効果を発揮できるように産官学民によって進められていることである。この取り組みは愛媛県内外において基本条例の制定が広がる上での貴重かつ先駆的な経

験になりうるものであり、その重要性に鑑みて本稿を執筆する。

東温市における基本条例の制定をめざす産官学民の連携³⁾とは、産業界として東温市商工会、愛媛県中小企業家同友会東温支部（以下、愛媛県同友会東温支部）および愛媛県中小企業家同友会（以下、愛媛県同友会）、官庁として東温市（市長ならびに担当部門としての産業創出課）、学界として愛媛大学（教授ならびに担当部門としての地域創成研究センター）、民間人としての地域住民（学校長、PTA役員など）の連携を指す。産官学民の連携にとって重要な役割を持つのが愛媛県同友会東温支部ならびに愛媛県同友会である。愛媛県同友会東温支部は支部理念に「地域に愛される企業を創ることを目指す」という目的を盛り込み、基本条例の制定を支部活動の柱としている⁴⁾。

本稿では、第1章で東温市中小企業振興基本条例検討委員会の設置から現在までの経緯について、第2章で『東温市事業所実態調査』の実施状況について、第3章で東温市における基本条例づくりを推進する産官学民の連携について検討する。

中小企業振興基本条例の制定については植田浩史・慶応大学教授の知見を参照した⁵⁾。

1. 東温市における中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組み

2004年に誕生した東温市では、高須賀功市長のもと、2005年に産業創出課が新設され、医療機関、菓子工場、エレクトロニクスなど多様な業種の企業誘致に成功し、農業者団体と連携したどぶろく特区創設、東温産のはだか麦やもち麦を使ったパンやせんべいなどを「とうおんブランド創出重点支援事業」として支援してきた。中小企業振興に関する施策は、『東温市総合計画実施計画（平成24年度～平成26年度）』が作成され、2005年度から東温市地域産業振興会議を設けて意見・提言を集め、中小企業金融制度

資金利子補給に関する条例や中小企業振興資金融資条例及び企業立地促進条例を制定し、中小企業の自立支援、既存産業の新たな事業展開、新たな産業集積と雇用の創出などに取り組んでいる。しかし、中小企業振興に関する基本構想や詳細な政策は制定されておらず、今後必要なのは全国でも取り組まれている中小企業振興に関する基本構想や施策の制定である。

中小企業振興の施策を推進している高須賀東温市長は、愛媛県経済労働部長、松山商工会議所専務理事を務めた後に市長に選出された地元生え抜き、かつ中小企業に詳しい政治家である。基本条例について、しばしば「理念条例ならいつでも作れるが、そういうものは必要ない、実効力のある条例を作りたい」⁶⁾と主張されている。こうした言動は東温市の経済情勢への危機感や職業上の経験、市政への意欲によるものである。市長の政策判断と産官学民連携の取り組みが重なり、基本条例の制定へと地域が動き始めたのである。市政に関連して東温市議会における一般質問から市長と市会議員の議論を紹介する。基本条例に対する市長の姿勢、市会議員の問題意識、中小企業家同友会の取り組みへの理解が表れている⁷⁾。

東温市政において、2011（平成23）年度から基本条例の制定を推進する施策が、東温市産業創出課が主管する「中小企業振興基本条例事業」（事業期間：平成23年度～平成24年度 事業費：平成23年度 11,505千円、平成24年度 1,311千円）である。その目的は「中小企業振興基本条例について基礎を学ぶとともに、市内全事業者の現状把握調査を実施」にあり、平成23年度国・県支出金市町緊急雇用創出事業費補助金「中小企業等現状把握調査」（9,559千円）が活用された。活動内容としては、①東温市中小企業振興基本条例検討委員会を開催、②職員による先進地視察研修を実施、③専門家を招聘し、検討委員会委員及び商工会会員に対しての研修会を開催、④中小企業等現状把握調査を実施、である。

以下、中小企業振興条例の制定へ向けた産官

学民の具体的な取り組みを紹介する。まず、2007年の愛媛県同友会東温支部の発足に対して東温市長ならびに関連部門は地域の経済団体としての同支部に期待を示し、産官のかかわりが生まれていった。東温市と愛媛県中小企業家同友会東温支部とのかかわりについては3.を参照されたい⁸⁾。

2011年度にあたって、東温市は中小企業振興基本条例の制定に関する調査を始めている。以下、その後の取り組みを示す。

- (1) 2011年7月7日～8日、東温市は基本条例の制定をめざす先進地職員研修を主催し、大阪府吹田市産業にぎわい部および大阪府大東市市民生活部にて両市の経験について視察した。
- (2) 2011年7月～8月、東温市は東温市商工会および愛媛県同友会東温支部とともに、愛媛県の緊急雇用創出事業としての「中小企業等現状把握調査事業」について打ち合わせを行った。
- (3) 2011年9月、東温市は東温市中小企業振興基本条例検討委員会の選定を行なった。
- (4) 2011年9月30日、平成23年度国・県支出金市町緊急雇用創出事業「中小企業等現状把握調査」交付が決定した。
- (5) 2011年10月1日、東温市は東温市中小企業振興基本条例検討委員会設置要綱（平成23年10月1日告示第116号）を施行した。
- (6) 2011年10月3日、東温市中小企業振興基本条例検討委員会設置要綱（平成23年10月1日告示第116号）の施行をふまえ、10月3日、委員会委員が確定し、取り組みは本格化した。この要綱の抜粋は<資料1>のとおりである。同検討委員会は委員長に井藤正信愛媛大学教授を迎え、東温市商工会会長、愛媛県同友会東温支部長、(株)いよぎん地域経済研究センター主席研究員、伊予銀行横河原支店長、東温市校長会会長、東温市婦人連合会会長、東温市区長会会長、東温市PTA連合会副会長らが委員に任命され、幅広い関係者がかかわる産官学民によって進められてきた。
- (7) 2011年10月31日、第1回同検討委員会で

は中小企業の現状と今後の展望などについての意見交換および「中小企業等現状把握調査」が説明された。

(8) 2012年2月3日、第2回同検討委員会では、植田浩史慶応大学教授が「中小企業振興基本条例」についての講演を行い、基本条例について研修した。

(9) 2012年3月26日、第3回同検討委員会では、和田寿博愛媛大学教授が『東温市事業所実態調査』の実施状況および調査結果について解説し、意見交換を行った。（内容については本論文参照）

(10) 2012年6月4日、第4回同検討委員会では、大阪府八尾市市民産業部および八尾市立中小企業サポートセンターを視察し、『八尾市中小企業地域経済振興基本条例』の施行（2001年）の背景と経緯、10年間を経過しての見直しや新たな具体的取り組み、基本条例制定後の変化と成果について研修した。特に同市では基本条例、実態調査、産業振興会議を“定石”として施策が行われていることを把握した。

2011年に開業した市内の商工振興の拠点となる中小企業サポートセンターは“定石”を支える施設であり、市の産業政策課も同建物内に移転し、産官連携によるワンストップサービスを目指しており、中小企業の販路開拓、技術・製品開発等に関する相談、企業間連携の支援、創業支援（インキュベートルーム）、セミナーの開催などが可能なうえ、河内音頭の振興をはじめとした市の魅力発信、消費生活相談及び農業委員会事務局の業務を行っていることを把握した。八尾市の基本条例を柱とする“定石”の実践と長年にわたる取り組み、その支援拠点の整備などは今後のモデルとなる取り組みといった評価がなされた。

(11) 2012年6月4日、第5回同検討委員会では、基本条例案について意見交換を行った。

(12) 2012年8月31日、第6回同検討委員会では、基本条例案について意見交換を行い、産官学民それぞれの立場からの熱心な議論が始まった。

例えば、「中小企業振興基本条例」における「中小企業とはなにか」といった基本的な用語について、「どのように表現するのか」、「事業所とはどう違うのか」、「中小零細企業の方が経営者やまちの雰囲気にとりくむ」といった市民感情を念頭におき、辞典や専門書、新聞記事などを引用して選択してきた。基本条例案には東温市の中小企業振興に関連するすべての関連部課、条例・規則の担当部門からも意見が寄せられ、これを踏まえつつも当局主導に陥ることなく、検討委員会として練り上げていった。検討委員会は手間暇をかけ、基本的なことから細部にわたって検討し、産官学民の当事者が作り上げたプロセスのある基本条例が目指された。

(13) 2012年10月7日、東温市内において、東温市中小企業振興基本条例検討委員会、東温市の主催、東温市商工会、愛媛県同友会東温支部、愛媛大学地域創成研究センターの共催による「東温市商工業振興シンポジウム」が開催された。

この行事の目的は、2013年3月の定例市議会に提案を目指す主催者および関係者らが、市民に向けて東温市中小企業振興基本条例検討委員会の条例活動の報告を行い、また中小企業振興基本条例への理解を促進することにあった。記念講演では、中小企業振興基本条例に詳しい慶応大学経済学部の植田浩史教授が「条例制定がゴールではなく、条例を地域で共有し、有効活用してほしい」と呼び掛け、そのために「中小企業振興基本条例・実態調査・産業振興会議」の“定石”を実施することを力説された。シンポジウムでは、東温市中小企業振興基本条例検討委員会委員がパネリストを務め、基本条例は地域の中小企業振興の方向性を示す条例であること、条例は地元の中小企業支援や中小企業の情報発信を推進し、東温市民にとっても価値あるものになることが語られた。

シンポジウムでも意見交換された植田教授の強調される「中小企業振興基本条例・実態調査・産業振興会議」の“定石”の東温市における実施については、まず実態調査が実施され、条例

制定が準備され、いよいよ振興会議の活動が課題となるが、東温市における取り組みは当初より東温市、東温市商工会、愛媛県同友会東温支部の産官連携によって進められ、愛媛大学教授や住民代表が東温市中小企業振興基本条例制定委員会に加わり、さらに愛媛大学地域創成研究センター教授が『東温市事業所実態調査』の実施に加わり、すでに産官学民連携によって進められている。今後の推進会議の担い手としても、産官学民連携の継続が必要である。

(14) 2012年9月25日、第7回同検討委員会では、基本条例案について意見交換を行った。

(15) 2012年12月21日、第8回同検討委員会では、基本条例案について意見交換を行った。

以上、同検討委員会は、8回の検討委員会において、先進自治体の視察、『東温市事業所実態調査』の検討、基本条例案づくりを重ね、2012年12月21日、「東温市中小零細企業振興基本条例案」を制定し、東温市長に答申した。この基本条例案をもとに、2013年3月の東温市議会において東温市中小零細企業振興条例が制定される運びである。

2. 『東温市事業所実態調査』の概要

本章では、東温市産業建設部産業創出課『平成23年度東温市中小企業等現状把握調査事業報告書』（平成24年3月）（以下、『東温市事業所実態調査』または単に調査）をもとにその概要について解説する。調査結果の詳細については紙幅の都合から、同報告書を参照されたい。

なお、調査の対象とする東温市の中小企業などの事業者は、市内に存在する全ての事業所を意味する。

(1) 調査の目的と意義

調査の目的と意義は、＜資料2＞『東温市事業所実態調査』第1章 調査の概要「3. 調査の目的と意義」によると次のとおりである。

日本の地方経済は、特に2008年のリーマン・

ショック以降の景気後と長引く不況、中小企業の淘汰、国民生活の格差拡大などが露呈し、加えて、2011年3月11日の東日本大震災による被害と復興は大きな国難を生み出している。例えば、(株)山本製作所(資本金5,000万円、東温市、従業員300名)は、2012年9月20日に松山地裁へ民事再生法の適用を申請し、同日保全命令を受けた。リーマン・ショック以降、得意先各社が生産調整を実施したため、当社に対する発注量は急激な落ち込みを見せ、農機用部品の受注減などで経営が悪化し、2011年11月期の最終損益は3億7,000万円の赤字となった。受注の回復が見込めないことから、9月20日に松山地裁に民事再生法の適用を申請した⁹⁾。

こうした緊迫した経済情勢の下、東温市の中小企業などの課題や問題点、今後の展望やニーズについて調査を行い、市内の中小企業が事業を営み易く、従業員が市内で働くことを誇りと思えるようなまちづくりが求められている。今次調査の目的と意義はそこにある。

(2) 『東温市事業所実態調査』の実施状況

調査実施の状況は、<資料3>『東温市事業所実態調査』第1章 調査の概要「4. 調査実施状況」によると次のとおりである。

調査対象事業所をどのような事業者とし、どれだけの回答を得られるかは、調査の精密さにかかわる重要な事柄である。現在、事業所を対象とする主な調査は政府の『経済センサス』であるが、これは基幹統計として定められている「経済構造統計」を得るための調査である¹⁰⁾。このため『経済センサス』の調査項目だけでは、中小企業の詳細を把握することはできず、またその目的の違いや情報保護から、これを利用して地方自治体が中小企業を把握して振興の施策を講じることには利用できない。そこで広範で詳細な内容を目指す今回の調査は重要な存在となる。

『東温市事業所実態調査』の実施状況の要点は次のとおりである。

第1に調査対象となる事業所、中小企業を広範に求め、全数調査を目指したことである。調査対象事業所の足掛かりは東温市商工会の会員に加え、会員以外の事業者を想定し、次の事業所を追加とした。調査対象事業所は、N T T西日本が発行する「タウンページ」から抽出を行い、東温市商工会のアドバイスを参考にして調査対象事業所1,359社を特定した。しかし、調査時に閉鎖や廃業、倒産、移転の他、存在不明が確認されるなど、多くの事業所において変動が見られた。調査不能理由の内訳は、「廃業」が最も多く129件(66.2%)、倒産等による「存在不明」が57件(29.3%)、「移転」が9件(4.6%)、合計195件であった。当初の調査対象事業所数は、1,242件であったが、調査時に新たに所在が確認され、調査協力の承諾を得られた117件が加わり、調査対象事業所数を1,164件とした。

第2に調査の実施を旺盛に行い、回収率を高めたことである。調査は原則として調査員が事業所を訪問し、聞き取りを行って回収、若しくは留め置きによる訪問回収とした。調査実施にあたっては、愛媛県同友会事務局が協力し、調査事務局の開設、本調査事業管理者1名、調査員7名を確保した。なお、調査員7名は、愛媛県市町緊急雇用創出基金事業として新規に雇用した。

第3に調査結果は、東温市の事業者を対象として、一斉、かつ最多数で行われたことである。調査基準日を平成23年10月12日、調査実施期間を平成23年12月1日～平成24年3月9日としているが、この期間は、年末年始を挟んだ期間であるために、事業代表者は多忙な時期であり、調査員は郵送、訪問、電話での調査依頼、回収、さらには未回収先への訪問などを行ない、詳細で丁寧な調査を行った。この時に回収された調査票が調査結果の原本である。実施された調査の結果は、調査対象事業所数が1,164件(構成率、以下同じ、100.0%)、調査票回収事業所数が858件(63.2%)、調査協力拒否事業所数が306件(22.5%)、有効回収率が73.7%であった。

なお、今回の調査では、調査員による詳細な調査が行われ、丁寧な集計によって、現在の東温市の事業所実態を把握するとともに、今後の推移を図る基準を得ることができた。この調査の結果は、今後の東温市の施策立案に向けての基礎資料として活用することができるものである。今回の調査は、東温市にとって重要であるだけでなく、愛媛県や全国で中小企業振興基本条例などを柱に地域社会の活性化を図っている自治体にとっても参考になるものであり、貴重である。

(3) 『東温市事業所実態調査』の総括

調査結果の総括については、＜資料4＞『東温市事業所実態調査』第3章「東温市事業所実態調査の総括」によると次のとおりである。

今回の調査によって、東温市事業所の実態についての詳細な把握と自治体の支援の必要性が明らかになり、画期的な成果を上げることが出来た。

東温市の事業所は、その多くが経営の厳しさを示しているが、事業所の中には明るい見通しや経営努力への意欲を示すものも見受けられた。東温市の事業所は、従業員数、資本規模、売上高などの経営指標が小さい事業所とやや大きい事業所から構成されており、ともに東温市内および近隣市町での取引を行う事業所が多く、地域経済と社会および従業員の先行きに大きな影響を持つ。事業所がメリットを感じるような条件を生かした事業所の経営努力や創業、自治体による企業誘致が求められる。

なかでも、①医療・福祉に関連する製品の研究開発・製造やサービス提供を手掛ける事業所は多数が立地し、②製品の開発や技術・精度・品質の高さを誇る事業所はチャレンジ精神にあふれ、③住民の衣食住などの生活と密接な関係にある事業所は経営品質の向上を目指していた。地域に輝くこれらの事業所を先頭に、東温市の事業がいつそうの活性化を図れるような環境づくりが求められる。

加えて、事業所の代表者や従業員の高齢化への対策、後継者の確保、若年労働者の育成と雇用の継続が必要である。

さらに、自治体の施策は事業所に十分に認知・利用されているわけではなく、精力的な取り組みが求められる。

1979年、東京都墨田区は、詳細な事業所実態調査の実施、基本条例の制定、産業振興会議の発足からなる3つの支援策を確立し、事業所の活性化を図ってきた。近年、このような条例をモデルとする支援策が全国で広がっており、東温市においても先例をふまえた取り組みが求められる。

以上を踏まえ、東温市では中小企業等の振興を指し示す理念を据えた基本条例などを制定し、政策の理念を明確にすることで、自治体の支援を具体化し、事業所の実態、課題や問題点、更には今後の展望・ニーズなどを把握し、もって事業所、従業員、住民の活動を活性化させることが求められる。

3. 東温市における中小企業振興条例の制定に向けた中小企業家同友会の役割

東温市における中小企業振興条例の制定に向けた取り組みの特徴は、東温市、東温市商工会、愛媛県同友会東温支部ならびに愛媛県同友会、愛媛大学そして地域住民の産官学民が連携して進めていることであり、中でも愛媛県同友会東温支部ならびに愛媛県同友会は世論づくりを進めてきた。ここでは愛媛県同友会東温支部ならびに愛媛県同友会の役割について確認する。

(1) 中小企業家同友会東温支部の発足と中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組み

愛媛県同友会東温支部ならびに愛媛県同友会が基本条例の制定に向けた取り組みのきっかけは、2004年の東温市成立の時期に遡る。当時、愛媛県では70の自治体から20の自治体への合併が進められており、東温市の各地域では自治体

合併によって隣接する松山市に合併されることへの危機感が生れ、まちづくりへの関心が深まっていた。他方、愛媛県同友会は中小企業のもつ問題への対応と同会の発展をめざして松山市および隣接自治体に関係する会員企業の所属支部の再編を進めており、松山支部に所属していた東温市の会員企業は、2007年に愛媛県同友会東温支部を設立し、東温市に根ざした取り組みを進めることとした。愛媛県同友会東温支部は取り組みの柱となる支部理念に「地域に愛される企業を創ることを目指す」という目的を盛り込み、これを具体化して「住民⇒地域⇒企業」という連鎖を生み出すために基本条例づくりを支部活動の柱とした。松山を中心とする中予地域には愛媛県同友会の支部が7つあるが、東温支部の支部理念に初めて「地域」という言葉が入り、このことが基本条例に取り組みが始まりになった¹¹⁾。

一般に地方自治体の中小企業は商工会に組織されているが、東温商工会会員は愛媛県同友会に入会するものが多く、当時、東温市の法人のうち約10%が愛媛県同友会東温支部の会員であり、愛媛県同友会事務局は愛媛県同友会東温支部が地域に根ざした存在として発展できるよう支援してきた。愛媛県同友会をはじめとする全国の中小企業家同友会は基本条例の制定に取り組んでおり、東温市の条件を活かし、県内最初の基本条例を制定するモデル自治体として支援を行う取り組みに着手した。

こうして次の研修会が行われ、産官学民の連携が深まり、広がっていった。

①2010年6月、愛媛県同友会東温支部第4回総会が開催され、記念講演では「地域経済と中小企業振興条例」をテーマに植田浩史慶応大学教授が基本条例を柱としたまちづくりを解説した。植田氏は全国の先進事例を学び、「後進地域の先進性を発揮する」ことを強調した。また基本条例を柱とした取り組みの定石である「中小企業振興基本条例・実態調査・産業振興会議」の重要性を東大阪市、大東市、八尾市、吹田市、

北海道（帯広市、釧路市、別海町）などの事例から提言した。

②2011年2月24日、愛媛県同友会東温支部2月例会が開催され、報告会では「めざせ！輝く企業へ！地域とともに！～中小企業振興基本条例づくりから見えてきた企業の役割～」をテーマに、(株)山田製作所代表取締役で大阪府中小企業家同友会理事・大東支部長の山田茂氏が振興条例制定に向けた企業の役割を解説した。大東市は市民一人当たりの出荷額が大阪府2位であり、地域経済発展の鍵と言われる中小企業振興基本条例の制定の進め方と企業づくりを検討した。

③2011年5月19日、愛媛県同友会東温支部の学習会が開催され、中小企業家同友会全国協議会政策局長の瓜田靖氏が全国での事例をもとに「中小企業振興基本条例と産業振興」について解説した。氏は、①中小企業振興基本条例の制定は、「縮小」から「衰退」の局面に入りつつある地域を再生し活性化するために、「地域産業をどう発展させるか」について方向を示し、議論を深め、政策を具体化する場をつくるものであること、②基本条例や地域産業ビジョンづくりに取り組む中で、市民や産業人、行政人が当事者意識を高め、現状認識の一致と産業発展の方向性を共有し、「ひとまかせ」にしない強い求心力と実行力を生み出すことが期待できる、つまり地域産業の「絆」づくりが可能になること、などを強調した。

④2011年6月、愛媛県同友会東温支部第5回総会が開催され、記念講演では「中小企業振興基本条例で地域を守る！～北海道釧路市・別海町の報告～」をテーマに、一般社団法人北海道中小企業家同友会・南しれとこ支部別海地区会幹事長の山口寿氏・富田屋(株)社長、ならびに釧路市産業振興部次長の高木亨氏が当地での基本条例の制定の事例を解説した。北海道同友会は「全ての自治体に中小企業振興基本条例を」を合言葉に制定の取り組みを進め、東北海道に位置する釧路支部、根室支部、南しれとこ支部がかか

わる13市町村中、6市町（釧路市・根室市・別海町・中標津町・厚岸町・弟子屈町）が基本条例を制定したこと、釧路市は基本条例を柱に中小企業振興を進めていることが解説された。

⑤2012年6月、愛媛同友会東温支部第6回総会が開催され、記念講演では「中小企業振興基本条例は企業と地域を元気にする！～中小企業が主役の地域づくりのために～」をテーマに、(株)藤原電子工業代表取締役で大阪同友会南東ブロック長の藤原義春氏が取り組みを解説した。東京都墨田区と双壁と評される2001年に制定される大阪府八尾市の基本条例の実践について検討した。

以上のような取り組みによって、愛媛同友会東温支部、愛媛県同友会、さらには、ともに研修を積んできた東温市当局、東温市商工会においても、中小企業振興基本条例を柱とする取り組みについての理解が進んでいった。

(2) 中小企業振興基本条例の制定に向けた産官学連携の発展

東温市中小企業振興基本条例の制定に向けて、愛媛県同友会東温支部ならびに愛媛県同友会、東温商工会、東温市、および愛媛大学関係者の連携の発展は不可欠であった。このような産官学の連携は次の条件によって実現することができた。

①愛媛県中小企業家同友会の産官学連携の歩みの要点

1995年、愛媛県同友会は、創立10周年事業（アメリカ合衆国・ピッツバーグ視察）においてバブル崩壊後のアメリカの再建策を把握し、高品質経営、女性起業家、産官学連携の3つの鍵を見出した。その後、愛媛県同友会は人材育成活動、調査活動、経営改善活動として具体化し、愛媛県内において産官学連携を推進することで地域社会に目を向け、中小企業問題や愛媛県同友会の課題を克服し、持ち味を伸ばす指針を設定してきた。

産官学連携については、松山市とは、2003年よ

り松山市が中核都市となり、市政として地域産業政策に着手したことがきっかけである。この年、産業集積施設として帝人株式会社の建物を活用してNPO法人ベンチャーアライアンス協会が運営する「BizPort（ビズポート）」が開業し、愛媛県同友会は事務局を移転した。また同年、松山市、愛媛大学、県同友会の3者は「企業変革支援プログラム」の研究と作成に着手し、日本経営品質賞の評価基準、バランススコアカード等を参考にして、単なる企業評価や表彰ではなく、中小企業の育成と支援に活用できるものを開発した。四国経済産業局とは、2005年8月末から5日間、(財)貿易研修センター、四国4県の同友会が共催で上海視察ミッションを実施したことがきっかけである。さらに産学連携による若者の就職・自立支援に取り組んでおり、2007年には「キャリア教育優先学校・企業等文部科学大臣表彰」を受賞、2011年には経済産業省からの委託産学協働教育を通じた中小企業の魅力発信事業を実施、2012年には第3回キャリア教育アワード優秀賞を受賞した。また2012年、松山市教育委員会との「職業教育」の連携事業を四国内で初めて実施した。

産学連携については、松山市立の中学校などでの職場体験学習への協力、愛媛県の4つの大学のインターンシップへの協力、愛媛大学と松山市との3者による企業変革支援プログラムの作成、愛媛大学との共同での景況調査、愛媛大学法文学部総合政策学科の「経済学特講」（現代中小企業論）としての提供講座（シラバス作成と講師の派遣）、共同求人などの就職支援などを通して貢献している。

②従来までの東温市の産官、産学の連携をもとに産官学の連携を発展させる

従来、東温市と東温市商工会は連携し、東温市と愛媛大学は包括協定を結び、愛媛県同友会は愛媛大学と協力関係にあったが、東温市におけるこれらの産官学の連携は統一されてはいなかった。そこで従来までの関係を生かしつつ協力を深め、振興条例づくりを進め、東温市に関

連する産官学の信頼関係を高めていった。その際、東温市と愛媛県同友会東温支部ならびに愛媛県同友会との関係において配慮したことは、東温市長に基本条例の制定への熱意を伝え、また担当部課職員の基本条例づくりへの意欲を高めてもらうことである。そのために、愛媛同友会東温支部などが主催する基本条例についての学習会や愛媛県同友会総会での記念講演に関係者を招待し、他の自治体の先進的な取り組みを理解できる機会を提供し、担当職員のかかえる悩みや不安をとともに考え、対応し、安心に変えてきた。また中小企業等現状把握調査事業については、愛媛県同友会が担うことになり、緊急雇用創出事業の活用など知恵を提供していただいた。こうして少しずつ双方向の関係が発展していった。

実態調査に取り組むきっかけは、2010年の愛媛県同友会東温支部第4回総会における植田浩史慶応大学教授の記念講演であった。植田教授は条例づくりの定石は「中小企業振興基本条例・実態調査・産業振興会議」にあり、これについてPDC Aサイクルを実現することを重視された。先行する基本条例の事例では、PDはできるがCAができていないことが多く、そもそもPDの段階にいわゆる主体者である地域住民や企業が入っていない、担当職員や議員だけで振興条例を作ってもそれでは本当の条例にならないという事例があった。それ故、「基本条例・実態調査・産業振興会議」の“定石”を生かすためには産官学民の連携が必要であり、その基礎づくりを重視した。加えて、東大阪市、大東市、八尾市、吹田市、北海道（帯広市、釧路市、別海町）などの先行事例によると、自治体の担当職員の役割が重要であることから、小さな町だからこそできる「腹を割り、心を寄せる」産官学民の連携を意識して進められた。

前述した東温支部の各種学習会には大阪府同友会大東支部を皮切りに釧路、別海、八尾から講師を招へいし、東温市の担当職員も一緒に学んできた。担当職員は熱心にも毎回終了後に講

師の地元自治体と連絡を取り、その自治体と中小企業家同友会とのかかわりを知ることによって職員の不安は安心に変わっていった。その意味で、同友会の支部は、自分の組織の良い所も弱点も行政に知っておいてもらうことが大切である。

ところで、基本条例を柱とした取り組みの“定石”である「基本条例・実態調査・産業振興会議」の実践はすでに開始されている。従来、産官学民の関係は、それぞれに独立し対立するものであったが、基本条例の制定に向けた産官学民の関係は産業振興会議の基礎、地域の運命共同体ともいえる存在である。その関係は「円環」であって対立するものでない。中小企業が産官学民連携に取り組むのは、「金儲け」ためではなく、「経営理念の実現」にあるという認識を広めることで中小企業への理解が進み、基本条例を一緒にめざすという関係が発展していった。

東温市と愛媛県同友会東温支部ならびに愛媛県同友会の関係は、当初は未知で細心の注意を要する関係として始まった。その後、一つひとつの行事を達成することで中小企業家同友会への理解が深まり、中小企業振興への思いや信頼関係が高まっていった。このことは、かつての釧路市や八尾市の職員からの中小企業家同友会への評価とも共通しており、愛媛県同友会東温支部ではその経験、教訓を生かすことができた。

以上、基本条例の制定への取り組みを通じて従来までの産官学民の連携が発展し、中小企業家同友会の会員が名実共に行政や地域からの期待を実感することとなった。一同に中小企業家同友会の役割を実感している。

結びにかえて

2012年12月21日、東温市中小企業振興基本条例検討委員会は「東温市中小零細企業振興基本条例案」を制定し、東温市長に答申した。愛媛県市町として初めての試みとなる東温市での基本条例は2013年3月議会での制定に向けた大詰

めを迎えている。制定された基本条例を柱に、今後一層の広範かつ詳細な中小零細企業の実態調査を行い、産業振興会議によって具体的な施策が提案されることを期待する。また東温市の基本条例の制定をめざした産官学民の連携は、今後、ますます地域の発展へ向けた役割を求められる。産官学連携の原点を見失うことなく取り組みを進めることが求められる。

ところで、愛媛県中小企業家同友会は、東温市をはじめとする愛媛県内の11市9町のすべての自治体での基本条例の制定を目指している。そのためには、東温市での取り組みを先駆的な経験とし、愛媛県内、ひいては日本全国へ広げていくことが重要である。もとより各自治体と中小企業および愛媛県中小企業家同友会の会員はそれぞれに特徴があり、個性豊かな存在である。今もって、基本条例を柱とする中小企業振興への理解が進んでいない自治体、中小企業自体に無理解などの事例も存在する。全国および東温市での取り組みの経験を生かし中小企業振興基本条例の制定に向けた地域の動きが活発になることを切実に願うものである。

本稿がその一助となることを期待し、結びとする。

- 1) 本稿執筆に当たっては愛媛県中小企業家同友会事務局長の鎌田哲雄氏の助言と資料提供を得た。記して感謝の意に代えたい。執筆は両者で検討した共著であり、3. は鎌田が担当し、その他を和田が担当した。本稿は学術研究であり、中小企業家同友会の直接的な運動については別稿の課題としたい。本稿は2012年8月7日、立教大学で開催された立教大学経済研究所、中小企業家同友会全国協議会、東京中小企業家同友会主催の公開シンポジウム「リーマンショック、大震災後の中小企業景況の行方」(コーディネーター：植田浩史慶應義塾大学教授、第2部「調査活動で地域の未来を切り拓く」での基調報告1＝和田寿博・鎌田哲雄「東温市中小企業振興基本条例と全企業訪問調査の意義」を加筆したものである。
- 2) 東温市は「東温市中小零細企業振興基本条例(案)」に対する意見募集要領を2012(平成24)年12月28日(金)～2013(平成25)年1月28日(月)の期間に行っている。

3) 東温市中小企業振興基本条例の策定をめざす産官学民の関係者は、「産官学民」ではなく「産官学金」と表現し、住民のことを「民＝金」として高く評価している。東温市担当職員の熱意、思いを踏まえて、あえて特筆した。

4) 愛媛県中小企業家東温支部には(株)うら取締役最高顧問・愛媛同友会相談役の井浦忠氏をはじめ約30の会員企業が入会している。支部には(株)すまいの防災研究所代表取締役の篠原治行氏(東温支部長)、藤岡萬建設(有)の藤岡貞雄氏(東温支部事務局長)、東温自動車交通(有)代表取締役の和田宏一氏(東温副支部長)らが所属し、本稿で紹介する東温市中小企業振興基本条例検討委員会での活動を始め、中小企業振興とまちづくりに取り組んでいる。なお東温支部理念は「私たちは同友会の学びを糧に、社員の笑顔が一番の宝物と考え、地域に愛される企業を創ることを目指します!」。

5) 植田浩史・慶応大学教授は自治体の産業政策と中小企業振興基本条例について調査、検討、提言を行っている。代表的なものに植田浩史(2005年)「地方自治体と中小企業振興——八尾市における中小企業地域経済振興基本条例と振興策の展開」『企業環境研究年報』No.10、植田浩史(2007年)『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』自治体社、がある。なお、地域内再投資による「自治体の力」を活用し、中小企業・業者・住民と自治体の協同およびそのきっかけとなる中小企業振興基本条例づくりと実践を紹介したものに、岡田知弘・高野祐次・渡辺純夫・西尾栄一・川西洋史(2010年)『中小企業振興条例で地域をつくる—地域内再投資力と自治体政策』、がある。

6) 2011年10月31日、東温市中小企業振興基本条例検討委員会第1回検討委員会での高須賀市長の発言。

7) 2011(平成23)年6月定例会(第3回)、2010(平成22)年第3回東温市議会定例会会議録第3号、2011(平成23)年6月21日(火)より引用。一般質問。

◎山内孝二市議員

市長と情報を共有している部分でご質問するんですが、先日、中小企業(家＝筆者挿入、以下同じ)同友会の総会がございましたよね。そして、これは中小企業基本振興条例の制定に向けて3回目の研修が総会後あって、とにかく何のために条例をつくるのか、つくったらどうするんかという、すべての理論武装をして中小企業(家)同友会の人々が動き始めましたよね。そして、果たして最後には、まちづくりに向けて中小企業の人々がどうしていくんかというようなものまで紹介して、テーマとして上がってきたような感じがしました。それで、中小企業基本振興条例からも、私が今申し上げました観光振興プランからも、まちづくりを押し上げていく部分があるんじゃないかと思っておりますので、東温市の観光振興プランも、つくる過程、指針としてつくること自体に大きな意味があると思うん

ですね。ですから、そういったあのときの中小企業（家）同友会の総会の研修と結びつけて、この観光振興プランというものがどうあるべきかというのを市長の思いとして最後に語ってもらいたいなと思っていましたよ、実は。よろしくお願ひします。

◎高須賀功市長

私は、正直申しますと、プラン、プランというよりは実践型の大体タイプでございまして、もういろんな条例あるいは計画書等々、県でもつくらせていただいたんですが、それよりは実践をやるべきであるというようなのが私の真で、早く行動を起こせというようなことが私の考え方でございますが、一応やっぱり指針もつくらなければならないものはつくらなければならないし、そういう面では、私は県下で一番初めの中小企業振興条例を提案し、今担当のほうで策定させておりますが、観光振興プランにつきましても私はある程度の一定の、ごつい本は要らない、実践できるような指針にしてもらいたい。そのために、きょうは傍聴席に商工会あるいは観光協会の皆さんも、地元の方も大勢来ておりますが、そういう方の意見を聞いて、すばらしい実践できるプランをつくりたい。このようなことでありますので、市議からのご支援もよろしくお願ひ申し上げて、回答にさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願ひします。

- 8) 2010年6月、第4回東温支部総会が開催され、記念講演では「地域経済と中小企業振興条例」をテーマに植田浩史慶応大学教授が基本条例を柱としたまちづくりを解説した。以降、中小企業家同友会東温支部の総会、例会において、中小企業振興基本条例についての学習が行われ、中小企業振興条例を制定した自治体の職員、中小企業家同友会の会員らが、その経験を伝え、産学ともに文字どおり無からの学習が始まった。
- 9) 『日本経済新聞』（2012年9月20日付）。当社は、1925年（大正14年）6月創業、55年（昭和30年）1月に法人改組した老舗の農機具部品メーカー。地元農機具メーカー大手の井関農機株から12%の出資を受けるとともに、73年8月には現本店である重信町に重信工場を開設して生産能力を高め、89年3月からは建設機械部門を本格稼働した一方、大手自動車メーカーの金型製造にも取り組むなどして規模を拡大。農機部門、建機部門、金型部門の3部門で経営基盤を確立し、91年11月期の年売上高は約95億7,700万円を計上していた。当社の負債総額は46億円で、2012年内の四国で最も大きかった。
- 10) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」において、国全体の産業を包括的に調査する必要性があったことから、産業分野ごとにさまざまな統計調査を行ってきたのを統合するため、経済センサスの実施を提言した。それに伴い「事業所・企業統計調査」・「サービス業基本調査」・「本邦鉱業のすう勢調査」は廃止、「平成21年商業統計

調査」・「平成23年工業統計調査」・「平成23年特定サービス産業実態調査」は中止となった。詳細は、「平成24年経済センサス-活動調査の基本に関するQ&A」を参照されたい。

- 11) 「東温支部理念」：「私たちは同友会の学びを糧に、社員の笑顔が一番の宝物と考え、地域に愛される企業を創ることを目指します！」。

<参考文献>

植田浩史 [2005] 「地方自治体と中小企業振興—八尾市における中小企業地域経済振興基本条例と振興策の展開」『企業環境研究年報』第10号。

植田浩史 [2007] 『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』自治体研究社。

植田浩史 [2008] 「中小企業振興基本条例と地域産業政策の課題」『中小商工業研究』第97号。

植田浩史・立見淳哉編 [2009], 『地域産業政策と自治体—大学院発「現場」からの提言—』創風社。

瓜田靖 [2009] 「中小企業振興基本条例と地域金融の役割」(『地域と自治体』第32集自治体研究社)。

岡田貢 [2000] 『墨田区中小企業振興基本条例』(『自治と分権』第1号)。

黒田聖 [2009] 「帯広市中小企業振興基本条例」(『自治と分権』第35号)。

岡田知弘・高野祐次・渡辺純夫・西尾栄一・川西洋史 [2010年] 『中小企業振興条例で地域をつくる—地域内再投資力と自治体政策』

中山誠 [1997] 「すみだ中小企業センター」関満博・山田伸顯編『地域振興と産業支援施設』新評論。

渡辺純夫 [2009] 「帯広市中小企業振興条例とその運用」『住民と自治』2009年11月号。

和田寿博 [2013] 「中小企業振興基本条例と支援拠点の課題」『愛媛経済論集』第32巻第2・3合併号。

<インターネットサイト>

<http://www.rikkyo.ac.jp/events/2012/08/11205/>

<資料1>

東温市中小企業振興基本条例検討委員会設置要綱（平成23年10月1日告示第116号）抜粋

（設置）

第1条 この告示は、東温市の中小企業の振興施策に関し基本となる事項を定める条例（以下「中小企業振興基本条例」という。）の制定に向けて、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者で本市に事務所又は事業所を有する者をいう。以下同じ。）、市民等の意見を反映させるため、東温市中小企業振興基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）中小企業の振興に関し、基本となる理念及び施策についての検討
- （2）市、中小企業者、市民等の中小企業の振興に関する役割についての検討
- （3）前2号に掲げるもののほか、中小企業振興基本条例の案の検討に関し必要な事項

（構成）

第3条 委員会は、委員13名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、中小企業者等により選出する市民、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

<資料2>

『東温市事業所実態調査』第1章 調査の概要「3. 調査の目的と意義」

昨今の地方経済は、以前からの世界的な不況、環境・エネルギーの制約、少子高齢化などの諸問題に加え、平成23年3月11日の「東日本大震災」によって更に厳しい状況となっています。

そこで東温市では、市内の中小企業等の課題や問題点、更には今後の展望・ニーズなどについて調査を行い、市内の中小商工業者の皆様がより事業を営み易く、このまちで働くことを誇りと思えるようなまちづくり、後の世代にもこのまちで事業をずっと続けて欲しいと心から思えるようなまちづくりへの第一歩として、今後の中小企業等の振興施策を検討するうえでの基礎資料を構築することを目的としています。

<資料3>

『東温市事業所実態調査』第1章 調査の概要「4. 調査実施状況」

対象とする中小企業等の事業者は、市内に存在する全ての事業所とした。また、調査にあたっては、回収率を高めるために、原則調査員による訪問調査聞き取り回収、若しくは留め置きによる訪問回収とした。

尚、本事業は新規雇用創出のため、市町緊急雇用創出事業として行われた。

（1）調査対象

市内に存在する、中小の事業所等

（2）対象事業所の抽出

主にNTTが発行する「タウンページ」を基に、1,242社の事業所を抽出した。そして、調査時新たに存在が確認された事業所、117事業所を加え、また調査において廃業・移転・存在しないと確認された事業所、195事業所を削除した、1,164事業所を対象とした。

（3）調査方法

回収率を高めるために原則調査員による訪問調査聞き取り回収、若しくは留め置きによる訪問回収とした。

（4）調査実施期間

調査基準日平成23年10月12日

調査実施期間平成23年12月1日～平成24年3月9日

(5) 調査員数

専任調査員（新規雇用）7名

(6) 調査対象件数及び回収状況

[件数内訳]

- 調査対象事業所合計1,359件 …… ①
 調査不能事業所数 195件 …… ②
 調査実対象事業所数1,164件 …… ③=①-②
 調査票回収事業所数 858件 …… ④
 調査協力拒否事業所数306件
 有効回収率（=④÷③） 73.7%

◎上表の「構成率」は調査対象事業所1,359件に対する件数対比です。

◎調査不能：倒産・休業・廃業・移転等で調査を行うことができなかった件数

◎実対象：調査対象件数から調査不能件数を除いた件数

| | 調査対象事業所 | 調査不能事業所 | 調査実施事業所 | 調査回収事業所 | 調査拒否事業所 | 回収率 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 件数 | 1,359件 | 195件 | 1,164件 | 858件 | 306件 | 73.7% |
| 構成率 | 100.0% | 14.3% | 85.7% | 63.2% | 22.5% | |

◎調査拒否：業務多忙、取材拒否当の理由で調査を行うことができなかった件数

本調査にあたっては、NTT西日本が発行する「タウンページ」から抽出を行い、東温市商工会の方々のアドバイスを参考に調査対象事業所1,359社を特定した。しかし、調査時に閉鎖や廃業、倒産、移転の他、存在不明が確認されるなど、多くの事業所において変動が見られた。

調査不能理由の内訳は、「廃業」が最も多く129件（66.2%）、倒産等による「存在不明」が57件（29.3%）、「移転」が9件（4.6%）であった。当初の調査対象事業所数は、1,242件であったが、調査時に新たに所在が確認され、調査協力の承諾を得られた117件が加わり、調査対象事業所数を1,359件とした。

本調査実施にあたっては、愛媛県中小企業家同友会事務局が主体となり、会員企業の企画会社に協力を要請し、調査事務局の開設、本調査事業管理者1名、調査員7名を確保した。尚、調査員7名は、愛媛県市町緊急雇用創出基金事業として新規に雇用したものである。

(7) 調査結果集計にあたって

◎回答割合（パーセンテージ）に関しては、小数点第二位を四捨五入して、小数点第一位まで表示している。

◎設問が複数回答の場合も、無効回答、その他を含めた数値で集計を行っている。

◎設問が複数回答の場合、回答件数を分母として構成比を算出しているため、合計が100%を超える場合がある。

<資料4>

『東温市事業所実態調査』第3章「東温市事業所実態調査の総括」

1. 事業所・企業の概要について

代表者の年齢別構成（10歳毎）は、60代が最多で、50代、40代と続いていた。また、代表者は事業所と同じ東温市または東温市の近隣市町に居住しており、地域との密接な関係が分かった。この地域では1945年以前に創業した事業所が今日まで息づくとともに、新しい事業所の創業が続いており、今後、若年の代表者の動向に注目したい。

企業形態は、個人形態に比較して法人形態がやや多いことが分かった。また資本金規模は1,000万円以上の事業所と1,000万円以下の事業所に大きく分かれていた。さらに従業員規模は100人以上の事業所が立地する一

方で、20人以下の事業所が多数立地していた。資本金規模や従業員数の大きい法人形態の事業所は、工業団地や松山自動車道の利便性を考慮した立地および東温市の誘致など積極的な産業振興策によるものと考えられる。

業種は、「サービス業」、「小売業」と「卸売業」、「建設業」、「製造業」、「宿泊・飲食業」、「医療・福祉関連業」が立地していた。このうち、「医療・福祉関連業」は愛媛県の構成比に比べて約5.7倍に当たる数の事業所が立地しており、産業構成を生かした施策が必要である。

生産・受注・販売等の形態は、自立した取引形態を表す「ほぼ元請け・消費者への直売（下請けはほとんどなし）」と「一部元請け・直売あり」が半数を超えていた。しかし、保有特許・実用新案・意匠・商標および自社ブランドを保持する事業所は少なく、全国・全県でよく知られた商品はわずかであり、精力的な取り組みが必要である。従業員の平均年齢は35歳以上が多く、事業の継続と発展のために、若年層の雇用の継続や増加が必要である。

2. 経営状況・業界状況について

売上高は「1,000万円～4,999万円」を中央として大きく2つに分布していた。これは資本金、従業員数なども、大小に分布していることと関連していると考えられる。

昨年度（平成22年度）および当年度（平成23年度）の売上高の見込みは「やや減少」と「大幅に減少」が半数弱、利益の見込みは「やや減少」と「大幅に減少」で半数超になり、特に利益は「やや減少」が「横ばい」を上回っていた。日本経済とともに東温市の事業所の景況は厳しいが、景況の明るさを示す回答も多数あり、今後の動向に注目したい。

事業所は売上高、利益の増加の要因として、「消費者ニーズの拡大」、「販路・市場の拡大」、「新たな価値の提供」、「設備等の新設・更新」、「経営戦略の企画・実行」、「業務手順・手法の見直し」をあげている。また事業所は売上高、利益の減少の要因として、「社会環境の変化」、「消費者ニーズの減少」、「同業他社の競争激化」、「販売単価の下落」、「販路・市場の縮小」をあげている。これらに対する事業所の創意工夫が必要である。

事業資金の調達窓口は、地域の金融機関および政府系金融機関が担っているが、資金繰りや金融機関との関係が厳しくなっている様子が見られた。監督官庁の施策をふまえた、事業所と金融機関の関係づくりが重要になっている。

取引先は、得意先・販売先、仕入先・外注先、ともに「東温市の近隣市町」と「事業所市内」が多く、事業所と地域経済とは密接であり、地域社会の発展にとって重要である。

所属する業界および事業所の今後5年先の見通しは、暗さが浮き彫りになった。しかし、事業所は現在の強みと今後強化したい強みの両方に「技術・精度・品質の高さ」をあげ、現在の強みを今後も強化したいという意欲が示された。また今後強化したい強みに「人材」、「営業・交渉」、「教育・訓練」が示された。事業所の意欲的な取り組みに対する自治体の支援が必要である。

3. 市内立地のメリット・デメリット等について

東温市に立地することについて、事業所の多くはメリットだと考えていることが分かった。事業所の多くがメリットと回答したのは、「古くからつながりがあり、助け合いや情報が得られる」「豊かな環境がある」「交通の便が良い」「商工会の支援が充実している」「取引先が市内にあり、交通費や時間が節約できる」「地代・家賃や水道料金などが安い」「松山市のベッドタウンであり、人口も増加しビジネスチャンスが広がっている」「教育・医療・福祉などの公共施設が立地し、その利用者が顧客となり得る」であった。他方、事業所の多くがデメリット（不足しているという意味一筆者）と回答したのは、「市内に同業他社が少ない」であった。事業所にとっての東温市のメリットを生かし、デメリットを克服することをふまえた事業経営や創業、誘致を促す自治体の積極的な支援が必要である。

4. 雇用・採用・教育について

従業員の居住地域の多くは東温市にあり、事業所と地域経済とは密接であり、地域社会の発展にとって重要である。従業員の増減は、10年前と比較すると減少しているが、近年の増減は横ばい傾向にあり、雇用の継続

と増加が求められる。従業員の採用は、正社員、パート・アルバイト、契約社員および新規卒者が予定・検討されており、東温市および近隣市町などでは事業所の要望を考慮した人材育成が必要である。また従業員に対する教育は半数弱にとどまっており、研修についての自治体の支援が必要である。

5. 企業連携等について

事業所は他企業や異業種との連携を図るための会やグループに半数以上が参加していることが分かった。参加している事業所および今後参加を検討している事業所ともに、「情報交換」、「経営に役立つ知識の習得」、「異業種交流」、「人脈・ネットワーク形成」、「販路開拓・取引先開拓」などを求めており、活動が盛んになるような工夫や支援が必要である。また事業所は、産・学連携や産・学・官連携にて事業を行ったことについては、半数以上が「行ったことも、関心もない」と回答しており、その活動が盛んになるように自治体の支援が必要である。

6. 支援施策の利活用状況について

東温市や国・県、商工会等の中小企業支援施策について認知度・利用率を確認したが、半数近くが「知らない」と回答しており、制度の認知度・利用率を高めるための施策が必要である。事業所は何らかの課題を抱えており、自治体からの積極的な支援が望まれる。

7. 今後の方向性について

「現状維持」が半数以上を占め、「閉鎖・廃業」「縮小・集約」「移転」などのマイナス傾向と「拡張」「新規出店・進出」などのプラス傾向が拮抗しており、今後5年ほど先の事業所の様相は横ばいになると考えられる。また「医療・介護関連分野」、「環境関連分野」、「情報通信関連分野」、「教育・コンサル関連分野」など、今後新たに事業のシーズ（新たな芽）となる分野があげられている。さらに事業継承の意欲はあるものの後継者の見通しのない事業所がある。これらに対する自治体の支援が必要である。

8. 社会活動への配慮について

事業所は地域における多様な社会活動に参加しており、今後の活動が盛んになるような工夫や支援が必要である。職場体験やインターンシップなどについては事業所の理解を得るように自治体の支援が望まれる。

9. 市・県・国等への施策の要望、商工業者のあるべき姿の希望

市・県・国等への施策の要望は、多数の不満や要望が寄せられた。現状の施策への批判や建設的な意見など多彩であった。また商工業者のあるべき姿の希望についても寄せられている。これらの声をくみ取り、街づくりに生かすこと、その施策を立案することが求められている。

10. 結び

今回の調査は、日本経済にとっては2008年のサブプライムローン問題に端を発する景気低迷、東温市にとっては大手電機メーカーの健康・医療機器への業種転換・再編が地域経済に波及することに加え、東日本大震災による日本経済への影響が重なる過程で行われた。今回の調査によって、東温市の事業所の実態についての詳細な把握と自治体の支援の必要性が明らかになり、画期的な成果を上げることが出来た。

東温市の事業所は、その多くが経営の厳しさを示しているが、事業所の中には明るい見通しや経営努力への意欲を示すものも見受けられた。東温市の事業所は、従業員数、資本規模、売上高などの経営指標が小さい事業所とやや大きい事業所から構成されており、ともに東温市内および近隣市町での取引を行う事業所が多く、地域経済と社会および従業員の先行きに大きな影響を持つ。事業所がメリットを感じるような条件を生かした事業所の経営努力や創業、自治体による企業誘致が求められる。

なかでも、①医療・福祉に関連する製品の研究開発・製造やサービス提供を手掛ける事業所は多数が立地し、②製品の開発や技術・精度・品質の高さを誇る事業所はチャレンジ精神にあふれ、③住民の衣食住などの生活と密接な関係にある事業所は経営品質の向上を目指していた。地域に輝くこれらの事業所を先頭に、東温市の事業がいつその活性化を図れるような環境づくりが求められる。

加えて、事業所の代表者や従業員の高齢化への対策、後継者の確保、若年労働者の育成と雇用の継続が必要

である。

さらに、自治体の施策は事業所に十分に認知・利用されているわけではなく、精力的な取り組みが求められる。

1979年、東京都墨田区は、詳細な事業所実態調査の実施、中小企業振興基本条例の制定、産業振興会議の発足からなる3つの支援策を確立し、事業所の活性化を図ってきた。近年、このような条例をモデルとする支援策が全国で広がっており、東温市においても先例をふまえた取り組みが求められる。

以上を踏まえ、東温市では中小企業等の振興を指し示す理念を据えた中小企業振興基本条例などを制定し、政策の理念を明確にすることで、自治体の支援を具体化し、事業所の実態、課題や問題点、更には今後の展望・ニーズなどを把握し、もって事業所、従業員、住民の活動を活性化させることが求められる。

(2012年12月22日 脱稿)